

大阪府CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度 QA

No	Q	A
①	(実施要領第2条関係) ○この制度の具体的な目的は？	○「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」の改正が、R5.4.1に全面施行され、エネルギーを多量に使用する事業者(「特定事業者」といいます。)に対する「対策計画や実績報告書など」の届け出制度が強化されることとなります。また特定事業者に該当しない中小事業者も自ら届け出る事が出来るなど制度の拡大が図られました。 ○改正条例では本制度により認証されたCO₂の森林吸収量及び木材固定量が届出されるCO₂削減目標等の計画や実績に算入することができるとともに、計画書並びに実績報告書の評価において、本制度の取組が重点対策の加点項目に盛り込まれることとなりました。また、事業者の環境貢献活動として広く広報することができます。 ○このように、本制度の取組みが、大阪府におけるCO₂排出量削減を推進するとともに、大阪府内の手入れがなされず荒廃した森林の整備を促進し、防災や水源のかん養など森林の持つ公益的機能を回復することを目的としています。
②	(実施要領第3条関係) ○本制度による森林整備とは具体的にどのような内容で、また、対象となる森林とはどのようなものか？	○本制度における森林整備の内容は次のとおりです。 ・植栽、下刈り、除伐、間伐の4つの作業で、本制度の実施基準を満たす作業内容が必要となります。 ・竹林の整備は対象外です。ただし竹林を樹林地に転換するための整備は対象となります。 ○対象となる森林は次のとおりです。 ・本制度の対象となる森林の所在は、原則として森林法第5条にもとづく地域森林計画対象民有林の区域内であることとしています。この区域は大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課又は最寄りの大阪府農と緑の総合事務所で確認することができます。
③	(実施要領第3条関係) ○本制度を申請できる対象事業者とは？	○大阪府内に所在地がある企業、公共団体、各種団体及び個人事業主が事業活動の一環として実施するものが対象となります。支店、支所、営業所でも可能です。

④	(実施要領第 4 条関係) ○指定された認証機関とは？	○令和 7～8 年度における認証機関は下記のとおりです。 〔認証機関〕 一般財団法人 大阪府みどり公社 森林整備・木材利用促進支援センター 〒541-0054 大阪府中央区南本町 2-1-8 TEL 06-6563-7321 FAX 06-6266-8665 E-mail ninsyo@osaka-midori.jp
⑤	(実施要領第 7 条関係) ○認証にあたってはどのような手続きが必要か？	○以下の流れになります。 ①事前相談：認証にあたっては、予め認証機関に事前に相談し、森林整備並びに木材利用についての計画内容及びCO₂吸収量・固定量の概算、必要な添付書類等について指導を受けてください。 ②実施計画書の提出：実施要領第 4 号様式の実施計画書と事前相談時に指示された書類等を添付の上、認証機関に提出してください。 ③実績報告：申請書が認証機関に受理されましたら、森林整備又は木材利用取組み完了後に実施要領第 5 号様式の実績報告書及び添付資料を認証機関に提出してください。 ④審査：提出された実績報告書にもとづき、認証機関で内容の審査、認証するCO₂吸収量又は固定量の算定を行います。なお、審査に当たり、現地確認を行うことがあります。また、追加で補足資料の提出を求める場合があります。 ⑤認証書交付：認証機関は、審査が終了しましたら、実施要領第 7 号様式の認証書を申請者に交付します。 ○認証書に記載されたCO₂吸収量・固定量は、条例に基づく削減計画の実績報告においてCO₂削減量に算入できます。また、重点対策の加点点目の取組み済とすることができます。
⑥	(実施要領第 8 条関係) ○認証に係る内容の変更手続きは？	○実施計画の内容等により下記の変更が生じた場合は、速やかに認証機関と協議をお願いします。 変更の内容が下記の事項に該当する場合、実施要領第 6 号様式の変更申請書の提出をお願いします。 ア. 実施場所の変更 イ. CO₂吸収量・固定量が実施基準に満たない恐れのある事業量の減少 ウ. 申請者の代表者又は所在地の変更 エ. 完了予定の大幅な変更 オ. その他、認証機関が指示した事項の変更

⑦

(吸収量・固定量算出関係)

○森林整備によるCO₂吸収量並びに木材利用によるCO₂固定量の概算は？

○以下の表により該当項目に森林整備面積又は木材利用量を乗じた値が概算となります。認証の際は認証機関が算出基準に基づき別途算出した値が吸収量・固定量となります。

[森林の吸収量の目安]

別表 1】森林換算係数（森林の年間 CO₂吸収量）

森林整備動	齢級	面積 (ha)	年間CO ₂ 吸収量（t－CO ₂ /年・ha）		
			スギ	ヒノキ	その他樹種
植栽 下刈 除伐 間伐	1	1.0	6.7	5.2	2.6
	2	1.0	8.2	6.7	2.9
	3	1.0	9.4	8.0	3.2
	4	1.0	10.1	8.8	3.4
	5	1.0	8.1	7.3	2.9
	6	1.0	7.9	7.3	2.9
	7	1.0	7.5	6.9	2.8
	8	1.0	6.9	6.4	2.7
	9	1.0	6.3	5.8	2.5
	10	1.0	5.5	5.1	2.4
	11	1.0	4.8	4.5	2.4
	12	1.0	4.2	3.8	2.0
	13	1.0	3.6	3.3	1.8

※**齡級**：植栽されてから5年を1単位とする数値（例 2 令級＝植栽後6年～10年まで）

区分	樹種名等		木材利用量 (m3)	CO ₂ 固定量 (t-CO ₂ /m3)
	樹種区分	樹種名		
木造化 木質化 家具等の什器	針葉樹	スギ	1.0	0.6
		ヒノキ	1.0	0.8
		アカマツ	1.0	0.8
		その他針葉樹	1.0	0.8
	広葉樹	カシ	1.0	1.1
		クリ	1.0	0.7
		クヌギ	1.0	1.2
		ナラ	1.0	1.0
		その他広葉樹	1.0	1.1

※樹種区分が不明な場合は、樹種区分「針葉樹」の樹種名「スギ」を適用

⑧	(森林整備関係) ○植栽地の下刈りを実施した場合も森林吸収量として実績になるか？	○植栽後 10 年以内で下刈りを実施したときは毎年認証の申請及び実績報告をすることは可能です。 また、各年度の認証されたCO ₂ 吸収量は改正条例に基づく削減計画及び実績報告に利用できます。
⑨	(森林整備関係) ○森林整備の取組を実施したいが、実施できる森林を探すには？	○大阪府域で森林整備のフィールドを確保されたい場合は、認証機関（下記）までご相談ください。 〔認証機関〕 一般財団法人 大阪府みどり公社 森林整備・木材利用促進支援センター 〒541-0054 大阪市中央区南本町 2-1-8 TEL 06-6563-7321 FAX 06-6266-8665 E-mail ninsyo@osaka-midori.jp
⑩	(森林整備関係) ○森林整備を行う森林の所有者とどのような契約を締結すればよいか？	○取り組む森林を確保するためには、土地所有権や地上権、地役権などを取得することは必ずしも必要ではなく、現在、一般的には、企業等と森林所有者との間で協定（覚書）を締結して森林整備を行う権限を確保したり、森林所有者から森林整備への承諾書の取得により実施するケースが多く、本制度においてもこれを認めています。
⑪	(森林整備関係) ○森林整備の実施方手法は？	○森林整備を行うには主に次の3通りの手法があります。実際には、企業等の事情により、これらを組み合わせる等多様な手法が考えられます。 ①体 験 型：企業等の社員研修や体験活動により森林整備を実施する場合 ②直接投資型：森林組合や林業事業体、造園業者等に委託又は請負により森林整備を実施する場合。 ③間接投資型：大阪府森林組合や自治体の森林整備の計画に企業等が負担金等により出資して実施する場合 ④複 合 型：上記①～③の複合で実施する場合
⑫	(森林整備関係) ○森林整備の計画づくりや作業内容についてアドバイスを受けたいが？	○森林整備の計画づくりや作業内容等については、認証機関までご相談ください。
⑬	(森林整備関係) ○クリ等果樹の植栽、下刈りは認証の対象となるか？	○森林法第 5 条にもとづく地域森林計画対象民有林内であれば対象になる場合があります。整備内容等、事前に認証機関とご相談ください。

⑭	(木材利用関係) ○「大阪府内産材」の定義は？	○大阪府域の地域森林計画対象民有林から伐採又は搬出されたことが確認できる木材を指します。 ・大阪府が認証する「おおさか材」 河内長野市、千早赤阪村、河南町で産出される「おおさか河内材」及び和泉市で産出される「いずもく」など、認証を受けたもの ・森林法に基づく伐採届によって、伐採場所、伐採時期が確認できる木材 ・風倒被害木などの伐採届を要しない樹木から採材された木材で、写真・台帳等により、伐採場所、伐採時期が確認できるもの ○大阪府内の製材所や木材店が取り扱う木材であっても、伐採又は搬出場所が確認できないものは含まれません。
⑮	(木材利用関係) ○大阪府内産材を使用した木製品メーカーの一覧のようなものがないか？	○認証機関で府内における使用事例を収集し、「おおさかの木 あるやん（木製品カタログ）」を作成し、ホームページで公開していますので、参考にしてください。
⑯	(木材利用関係) ○木材利用について「計画的な継続利用が示されるもの」とは具体的にどのようなものか？	○改装等により撤去されるものであっても、移設による再利用も含め、15年以上利用期間が見込めるもの。
⑰	(木材利用関係) ○「屋外木質化」とは具体的にどのようなものを指すのか。 ○例えば、ビルの外壁、扉、や庇、軒下の柱やルーバーなどでしょうか？	○原則として、室内で使用されるもの以外は「屋外の木質化」とします。 ○直接雨がつかからないような構造の屋根や、軒の下の柱やルーバーなども含みます。 ○屋外の木質化に関しては、用途により防腐処理や防蟻処理、その他 15 年以上の耐久性が可能な対策が講じられていることが望めます。
⑱	(木材利用関係) ○職員の名札や卓上の名立てなどの消耗品的なものであっても、会社全体で 0.5 m³以上使用すれば、木材利用による固定量認証の対象になるか？	○職員の名札や卓上の名立てなど 1 年から数年の間に更新したり、ノベルティグッズのように広く配付される、いわゆる「消耗品」にあたる物品は、対象となりません。 ○木材利用のCO₂固定量認証では、机、椅子や本棚などのいわゆる「備品」を対象としています。

①9	(木材利用関係) ○屋外木質化において「適切な維持管理により、概ね15年以上継続した使用が見込めること」とあるが、防腐処理はせずに、塗装等のメンテナンスを15年間きちんと行うことで対応することとしてよいのか？	○メンテナンスにより15年間の利用期間を確保することで、問題ありません。 ○屋外での木材利用は、からぶき等の日常的な管理、数年ごとの再塗装、傷みやすい部材の交換、などこまめなメンテナンスを行なうことにより、施設を長期にわたって良い状態で管理をすることが可能となります。 ○特に屋外で木材を使用する場合には、木材に防腐処理を施すか否かに関わらず、あらかじめ15年間程度のメンテナンスを想定しておくことをお勧めします。
②0	(木材利用関係) ○大阪府内産木材を他府県にある自社の支店(施設)等で使った場合に、固定量として認証してもらえるか？	○大阪府内産木材を利用するのであれば、他府県域にある事業所等での机・椅子などの家具の設置や木質化等による固定量も認証します。 その際、当該施設等には、大阪府内産材を使用している旨の看板を設置するなど、周知をお願いします。
②1	(木材利用関係) ○施設や公園の歩道をウッドチップによる舗装を検討しているが対象となるか？	○本認証制度の対象は、建築物の木造化、屋内屋外の木質化及び什器の設置であり、道路等の舗装は対象外です。
②2	(共通) ○本制度の申請者と被認証者が相違することは認められるか？	○当事者間の連携協定などに、実施内容、認証の取扱いが明記されていることなど、当該協定の内容により認められることがあります。予め認証機関を通じて大阪府との協議が必要です。
②3	(共通) ○複数年にわたる全体計画が決定している場合、後年度の計画も含めて、複数年の実施計画書の提出は可能か？ また、その際、後年度分の計画については、当該年の実施計画書の提出は省略できるか？	○全体計画の内容が具体的かつ確実に実施されるものと認められるものについては、複数年にわたる実施計画書の提出は可能です。 ○その際、次年度以降は実施計画の提出は省略でき、実績報告のみ提出していただくことで認証を受けることができます。
②4	(共通) ○実績報告書提出の際に添付する実施基準確認書について、5か年計画等で実施計画が受理されている場合、2年目以降の実績報告書にも添付の必要はあるか？	○当該年度の認証申請の適格性を確認しているものであり、2年目以降の実績報告書にもあらためて提出をお願いします。